

真宗障害者福祉の実践道

——向下的共生道としての自立生活運動——

頼 尊 恒 信

一 はじめに

本発表においては、真宗の実践道の一つの形態としての「真宗障害者福祉」のあり方について論究したい。元来、仏教は、信仰道であり、その信仰に基づいて行証していく実践道である。

仏道は実践道であるから、本来的には教学は、信仰を純化していく働きがある。真宗の信仰構造は『歎異抄』に「他力真実のむねをあかせるもろもろの聖教は、本願を信じ、念仏をもうさば仏になる」(第十二章)とあるように、本来的な構造は、複雑なものではない。しかしながら、それが教学として展開されていくところに、学問的に深く検討がなされていくのである。そのような意味において、真宗者の信仰運動といっても、素朴な真宗信仰としての信仰運動と、信の内実として教学に尋ねていくという信仰運動とがあるといえよう。近代の信仰運動の研究で例えると、前者の運動に関する研究は、妙好人についての研究に代表され、後者の運動に関する

る研究は、学寮史から連なる教学史に関する研究に代表される。つまり、前者は信仰実践道の研究であり、後者は、信仰理論の研究であると言えよう。むろん、これらの研究は別個なものではないが、一応として切り離して考えることが可能である。

真宗障害者福祉の研究を、それに准じて考えるならば、真宗福祉実践の研究と真宗福祉理論の研究に分けて考えることができる。本研究では、拙稿「真宗障害者福祉に関する理論的研究——向下的共生道の内実を巡って——」(『印度学仏教学研究』五九—一所収)で頭らかにした真宗障害者福祉の理論である「向下的社会モデル」のパラダイムをどのように実践道となし得ていくのかということについて考察を深めたい。

言い換えるならば、本研究は自立生活運動で考えられてきた障害者の「社会的自立」という概念と「向下的共生」という概念の融合点を探る研究であり、真宗教学に基づく自立の概念に関する研究である。その点において、障害者福祉に新

真宗障害者福祉の実践道（頼 尊）

たな実践的視座（パラダイム）が開かれるのである。

二 社会モデルと向下的共生モデルの視座

旧来、医学モデルの世界では、リハビリなどを行い、身の回りのものごとを障害者が自分自身で行えるようになるという身辺的自立や、職業訓練などをして、賃金労働が出来るようになるという経済的自立が「自立」という言葉で語られてきた。しかしながら、近年の自立生活運動の世界では、自立とは、自己選択・自己決定を障害者自身の手で行うこと（社会的自立）に主眼を置いてきている。この社会的自立とは身辺的自立や経済的自立に対して、第三の自立と呼ばれるもので、どんなに障害（インペアメント）が重度であつても自立生活は可能であるという考え方に基づいている。

この社会モデルの考え方は、「障害は社会が生み出したものであつて、障害のある人々を障害者にしたのは社会だ」（UPIAS）という障害当事者運動の考え方を源泉にしている。つまり、旧来、インペアメントがあることが、「社会的不利」と直結すると考えられていた医学モデルの考え方を否定し、インペアメントがあることが、「社会的不利」と直結しないと考ええる考え方である。この考え方を基軸とするとき、障害者の「権利保障」という問題がはじめて明確となるのである。

次に、真宗障害者福祉の考え方である向下的共生モデルに

ついて考えたい。向下的共生モデルは、むろん親鸞の同朋観が主軸にある。つまり、『歎異抄』に、「いずれの行もおよびがたき身なれば、とても地獄は一定すみかぞかし。」（第二章）と述べられているような共業の地平に共生する「共業するわれら」としての仏道の実践体系であると位置づけられる。そこに、真宗障害者福祉が考える向下的共生モデルがあると言える。その一点において、真宗障害者福祉が向下的共生運動という運動性を帯びてくるのである。

三 二つのモデルの融合とその問題点

しかし、欧米の障害者運動を基軸とする社会モデルに根拠した自立観のみであれば、自発的意志のもとでの自立が明確にはなるものの「共生」という概念では、見いだしにくい。社会的自立というパラダイムは、欧米で発展してきたパラダイムであるので科学的合理主義の自立観が色濃い。それに対し、向下的共生のパラダイムについては、むろん親鸞の同朋観が主軸にあり、「義なきをもつて義とす」（『尊号真像銘文』）ことを主眼とするので、科学的合理主義の世界と相容れない部分があるように見える。そのような欧米から流入した社会的自立というパラダイムと、向下的共生という真宗障害者福祉のパラダイムとの融合があつてこそ、共生観を担保しつつも、障害者の権利性と運動性を明確にするという極めて日本

的なパラダイムが誕生するのである。

しかし、その相互のモデルの融合には、問題点がある。つまり、伝統的に真宗の向下的共生の文化は、報恩講などに代表される「講」組織によって発展し、醸成されてきた。それは、地域社会の中で同信の人々との結びつきを大切にしてきた文化であると言える。これは、アメリカの障害者自立生活センターを中心とする自立生活運動の特徴である「個人主義」を基盤とした運動ではない。むしろ、「御同朋・御同行」と呼ばれるように他者との関係性を大切にきた文化であるといえる。その点において、真宗の「講」組織が根強く残る郡部など、地方都市になればなるほど、日本文化独自のムラ社会といわれる閉鎖性も見受けられるのは事実である。その共同体を重んじる伝統的な文化の中で、障害者が社会モデルに根拠を置いた社会的自立を目指そうとしても、どうしても個人の権利性が不明確になる可能性を秘めている。つまり、社会モデルにみられるような社会科学としての障害当事者の権利擁護運動が展開されにくいという土壌を持つ。また、社会モデルに根拠を置いた自立生活運動の方針が伝わりにくいのが現状である。

障害当事者の権利擁護を十分に行おうとするならば、社会モデルの考え方を明確にすることが不可欠である。国連の「障害者の権利条約」に見られるように、医学モデルや保護モデル

ルでは、障害当事者の権利を十分に擁護出来ないということ、は、国際的にすでに合意形成がなされている点である。そのような中で、「共同体と個人」との関係性が不明確なままでは、権利擁護は不十分に終わってしまう。そのような地域共同体が崩壊せず残存している地域において、真宗障害者福祉の持つ、向下的共生モデルという地域共同体のストレングスを残しつつ、社会モデルに基づく社会へと変革していく必要性があるが、その方法論としては、多くの課題が山積していると言わざるを得ない。

四 融合モデルの持つ可能性

しかしながら、地域社会との関係性において開かれ、かつ社会モデルに根拠を置いた融合モデルは、地域社会で生活する多くの人々と障害者運動が地域社会で共に生活する中で、共に障害者運動に出会っていききっかけを産み出すと言える。そのことが、社会自体を多文化共生型の社会に作り替える因となっていく。

それと同時に、障害者運動も、地域の中で根を張ることにより、自然と地域独自の運動へと地域化されていく。そこに、地域の社会構造や医療体制が具体的に変革されていくという側面を持ち得ている。

それは、真宗障害者福祉がソーシャルキャピタルとしての

真宗障害者福祉の実践道（頼 尊）

可能性を生み出すことにある。つまり、現実として、「講」組織から展開したムラ型社会は、親鸞の「われら」という機軸の自覚に基づく、「如来の呼びかけの中にある身」というような、向下的共生のモデルとして成熟しているとは言い難い状況である。また、都市化された社会は、個々人の人権などの権利性は明確になっているものの人間関係が希薄になるなど、「われら」という共同性には欠けていると言わざるを得ない。

本稿で考える向下的共生モデルと社会モデルとの融合モデルは、ムラ型社会と都市型社会の双方のデメリットを埋める可能性を秘めている新しい仏教社会福祉のパラダイムであると定義することが可能である。つまり、双方のモデルの融合という一点において、科学的合理主義の独我的自立観を越え、また、仏教的共生思想の過干渉的な共生観を超える新たな共生観の創出が可能となるのである。

五 おわりに

本稿においては、真宗障害者福祉の新しいパラダイムである社会モデルに根拠を置いた向下的共生モデルについて、その問題点と可能性を考えてきた。つまり、この融合モデルは、現代社会が持つ諸問題に対して、現状を打開する新たな視座を与えるパラダイムであるということが明確となった。しか

しながら、同時に、地域に根ざした共生運動に主眼を置くことによって、障害者運動そのものがもつ、革新性や自立性が失われかねないという問題性も見えてきた。そのような中で、障害者の「自立」と「共生」という二つの課題がどのように共存できるかという具体的な実践方法論が、見いだしにくいのが現状である。

また、そのような新しいパラダイムが本当に障害当事者にとって住みやすい社会の構築につながるのかという問題や、真宗障害者福祉の考え方が地域住民の満足度とどのように結びついていくのかという課題が残っている。これらの課題については、文献学のみではなく、広く量的・質的調査が必要となってくるであろう。しかしながら、その問題を補完してこそ、真宗障害者福祉の新たなパラダイムが真の意味でのソーシャルキャピタルとしての役割を担えるのかという課題に一定の結論を与えることになるのであると考える。

このように、真宗障害者福祉の新たなパラダイムについては、研究が始まったばかりである。具体的な実践方法論と、具体的な効果については、今後の課題としたい。

〈キーワード〉

真宗、障害者、向下的共生道、社会モデル、障害者の権利

（熊本学園大学大学院）